

## 【掲載官報】

平成 22 年 8 月 4 日 本紙第 5370 号

## 【法令名】

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令

## 【法令番号】

平成 22 年 8 月 4 日 政令第 183 号

## 【管轄省庁】

経済産業省

## 【施行期日】

平成 22 年 8 月 16 日

\*平成 22 年 8 月 4 日 政令第 182 号「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の施行期日を定める政令」

## 【法令のあらまし】

### \* 趣旨・目的

平成22年5月28日に公布されたエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（通称、低炭素投資促進法）の施行日を8月16日と定めるとともに、本法の施行に必要な事項を規定する。

### \* 要旨

法の施行に必要な以下の事項を規定します。

#### ① 非化石エネルギー源について

「非化石エネルギー源」として、法で定めた太陽光、風力、原子力に加え、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（雪氷熱等）、バイオマスを規定する。

（第1条関係）

#### ② 指定金融機関について

・指定金融機関の適格要件として、銀行、長期信用銀行等であることとする。

（第2条関係）

・指定金融機関の欠格要件として、銀行法、長期信用銀行法等に違反したこととする。

（第3条関係）

③ リース保険を行う指定法人について

リース保険を行う指定法人として、一般社団法人及び一般財団法人に加え、株式会社も指定できるものとする。

(第5条関係)

.....